

『業務報酬基準ガイドライン』正誤表

本書（公開データ）に下記のとおり、誤りがございました。お詫びして訂正いたします。ご不便をおかけしますが、過去の公開データを印刷して使用されている場合は修正をお願いします。

修正日	頁	誤	正																				
24.2.2	p.11 下から 4行目	なお、工事施工者が設計図書のとおり に施工しない理由について建築主に書 面で報告した場合には、建築主 及び工事施工者と協議する。	なお、工事施工者が設計図書のとおり に施工しない理由について建築主に報 告した場合には、建築主及び工 事施工者と協議する。																				
24.2.2	p.16 下から 2行目	別表第1の1から別表第14までの表 において、	別表第1の1から別表第12までの表 において、																				
24.2.2	p.91 上から 2行目	複数の運営・管理主体からの複雑な要 求条件を満たすための調整に多くの時 間を要する場合もについても同様です。	複数の運営・管理主体からの複雑な要 求条件を満たすための調整に多くの時 間を要する場合についても同様です。																				
24.2.2	p.105 ポイン ト3つ 目	また、追加的な業務に関しては、「四会 連合協定 建築設計・監理等業務委託 契約約款(参考資料3)」にも、「オプシ ョン業務」として示されているため、参 考にされたい。	(削除)																				
24.2.2	p.126 手順1	難易度係数が設定された建築物に2つ 以上該当する場合は、当該建築物の特 性に応じて適切な係数のみを反映	難易度係数が設定された建築物に2つ 以上該当する場合は、該当する全ての 難易度係数を乗じる																				
24.2.2	p.138 1行目	算定イメージ9	算定イメージ8																				
24.2.2	p.145 表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第2類</th> </tr> <tr> <th>基本設計</th> <th>実施設計等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>22%</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>24%</td> <td>76%</td> </tr> </tbody> </table>	第2類		基本設計	実施設計等	30%	70%	22%	78%	24%	76%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第2類</th> </tr> <tr> <th>基本設計</th> <th>実施設計等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29%</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>22%</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>	第2類		基本設計	実施設計等	29%	71%	22%	78%	25%	75%
第2類																							
基本設計	実施設計等																						
30%	70%																						
22%	78%																						
24%	76%																						
第2類																							
基本設計	実施設計等																						
29%	71%																						
22%	78%																						
25%	75%																						
24.2.9	はじめ に	多様な発注方式に対応する業務比率を 提示等する技術的助言（国土交通省住 宅局長通知）	告示を補足する技術的助言（令和6年 1月9日国住指第307号）																				
24.2.9	p.16 19行 目	特殊な敷地上の建築物	特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上 の建築物																				

修正日	頁	誤	正
24.2.19	p.72 上から 25 行目	なお、工事施工者が設計図書のとおり に施工しない理由について建築主に 書面で報告した場合においては、建築 主及び工事施工者と協議する。	なお、工事施工者が設計図書のとおり に施工しない理由について建築主に 報告した場合においては、建築主及び 工事施工者と協議する。
24.2.19	p.98 下から 16 行目	(は) 工事監理等に掲げる倍数	(は) 工事監理等欄に掲げる倍数
24.2.19	p.99 下から 16 行目	(い) 建築物の欄に掲げる建築物のい ずれかに	(い) 建築物の欄に掲げる建築物に
24.2.19	p.99 下から 2 行目	(い) 建築物の欄に掲げる建築物のい ずれかに	(い) 建築物の欄に掲げる建築物に
24.2.28	p.131 下から 5 行目	「各用途を単独用途の建築物として 略算方法を適用し、合算」する方法を 適用	構造については、「各用途を単独用途 の建築物として略算方法を適用し、合 算」する方法を適用し、総合・設備に ついては、(合算した標準業務量×複 合化係数)により業務量を算定
24.2.29	p.132	下欄図 1	下欄図 2

本業務の標準業務に係る業務量

	(一) 設計						(二) 工事監理等					
	総合		構造		設備		総合		構造		設備	
	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園
参考業務量①	4,800	1,900	1,100	560	1,500	560	1,600	820	320	120	540	200
参考業務量②	4,800	1,900	1,342	560	1,500	560	1,600	820	393	120	540	200
	難易度係数の反映：図書館の構造の業務分野のみ以下の難易度係数を乗じて算出 [構造] 特殊な解析、性能検証等を要する建築物→設計：1.22、工事監理等：1.23											
業務量	6,700		1,902		2,060		2,420		513		740	
	・図書館および保育園それぞれに係る業務量を合算											
総業務量	14,335 (業務人・時間)											

手順2 標準業務に付随して追加的に行う業務に係る業務量の算定

・本業務の場合は、業務内容は標準業務内容のみであるため追加的な業務量はない。

本業務の標準業務に付随して追加的に行う業務に係る業務量：0 (業務人・時間)

手順3 直接人件費の算定

人件費単価：A (円/h)・・・建築士事務所毎に設定

本業務の直接人件費：14,335 (業務人・時間) × A (円/h)



本業務の業務報酬

14,335 (業務人・時間) × A (円/h) × 2.1 + 特別経費 + 技術料等経費 + 消費税相当額

図1 誤

本業務の標準業務に係る業務量

	(一) 設計						(二) 工事監理等					
	総合		構造		設備		総合		構造		設備	
	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園	図書館	保育園
参考業務量①	4,800	1,900	1,100	560	1,500	560	1,600	820	320	120	540	200
参考業務量②	4,800	1,900	1,342	560	1,500	560	1,600	820	393	120	540	200
	難易度係数の反映：図書館の構造の業務分野のみ以下の難易度係数を乗じて算出 [構造] 特殊な解析、性能検証等を要する建築物→設計：1.22、工事監理等：1.23											
参考業務量③	6,700		1,902		2,060		2,420		513		740	
	単純合算法①：各用途の業務量を合算											
業務量	7,102		1,902		2,204		2,541		513		680	
	単純合算法②：総合、設備について複合化係数を適用 【設計】総合：1.06、設備：1.07 【工事監理等】総合：1.05、設備：0.92											
確認	単純合算法③：単純合算法により算出した業務量が、各用途の単独用途とした場合の業務量（この場合の構造の業務量は難易度係数を反映した業務量）のうち少ない方の業務量（この場合は保育園 3,000 m ² の業務量）よりも多いことを確認。少なくなる場合には、略算方法に準じた方法を採用することはできない。											
総業務量	14,942（業務人・時間）											

手順2 標準業務に付随して追加的に行う業務に係る業務量の算定

・本業務の場合は、業務内容は標準業務内容のみであるため追加的な業務量はない。

本業務の標準業務に付随して追加的に行う業務に係る業務量：0（業務人・時間）

手順3 直接人件費の算定

人件費単価：A（円/h）・・・建築士事務所毎に設定

本業務の直接人件費：14,942（業務人・時間）× A（円/h）



本業務の業務報酬

14,942（業務人・時間）× A（円/h）× 2.1 + 特別経費 + 技術料等経費 + 消費税相当額

図2 正

修正日	頁	誤	正
24.6.17	p.90 上から 5行目	<p>略算方法を準用する複合建築物は「2以上の建築物の類型（別添二）から構成される建築物」となります。<u>この建築物の類型においては、1類と2類は同一の類型として扱います。</u></p> <p>例えば、図書館と劇場のように複数の用途から構成される場合であっても、同じ建築物の類型（告示別添二第十二号文化・交流・公益施設（2類））となる場合は、単一用途の建築物（単独建築物）として略算方法を準用して<u>業務報酬を算定することが適切であると考えられます。</u></p>	<p>略算方法を準用する複合建築物は「2以上の建築物の類型（別添二）から構成される建築物」となります。<u>したがって、一の建築物の類型に関し、用途等が複数該当する場合であっても単一用途の建築物として業務量を算定します。</u></p> <p>例えば、図書館と劇場のように複数の用途から構成される場合であっても、同じ建築物の類型（告示別添二第十二号文化・交流・公益施設（<u>第2類</u>））となる場合は、単一用途の建築物（単独建築物）として略算方法を準用して<u>算定します。</u></p> <p><u>また、例えば、劇場（第2類）に公民館（第1類）が併設される場合など同じ建築物の類型であって、「第1類」、「第2類」の別が異なる場合は、単一類型（告示別添二第十二号文化・交流・公益施設の第2類）の建築物として略算方法を準用して算定することが適切と考えられます。</u></p>